

要介護等認定高齢者の方に対する税法上の障害者控除について

障害者手帳等をお持ちでない高齢者（65歳以上）の方でも、一定の要件を満たす場合、八王子市では「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書を市民税・都民税申告や確定申告時に提出すると、税の所得控除を受けることができます。

● 対象者

認定基準日（所得税申告対象の年の12月31日）時点において、以下の（1）～（3）の要件を全て満たす方

- （1）八王子市に住所がある65歳以上の方
- （2）介護保険の要支援・要介護認定または総合事業の事業対象者認定を受けている方のうち、要介護認定の認定調査票または主治医意見書の日常生活自立度が一定基準以上の方
- （3）障害者手帳等の交付を受けていない方（ただし、障害者手帳等による普通障害者控除対象者のうち、本制度により特別障害者控除の対象になる方は申請することができます。）

● 税金の控除額

所得控除額	市民税・都民税	所得税
障害者	26万円	27万円
特別障害者	30万円（同居の場合53万円※）	40万円（同居の場合75万円※）

※特別障害者を扶養し同居している場合。詳しくは住民税課または税務署にお問い合わせください。

住民税（市民税・都民税）に関すること：財政部住民税課

電話：042-620-7219・042-620-7354

FAX：042-620-7493

所得税に関すること：八王子税務署

電話：042-697-6221

● 申請方法

下記の窓口で申請、または裏面の送付先に郵送で申請してください。

※ 窓口では認定書を原則当日交付しますが、日曜日の南口総合事務所では交付ができませんのでご注意ください。

- ・ 手数料は無料です。
- ・ 申請は所得税申告の対象となる年の、翌年1月の開庁日2日目から受け付けます。

申請受付窓口 及び問い合わせ先

高齢者福祉課（市役所本庁舎1階20番窓口）

電話：042-620-7420（直通） FAX：042-624-7720

月曜日～金曜日（祝休日を除く） 午前8時30分～午後5時

八王子駅南口総合事務所（高齢者担当9番窓口）

電話：042-620-1158（直通）

月曜日～金曜日（祝休日を除く） 午前8時30分～午後7時

日曜日（交付不可。問い合わせのみ対応） 午前8時30分～午後5時

必要書類は裏面をご覧ください

● 申請に必要なもの

必ずご用意いただくもの

窓口で申請の場合

- ① 申請書【第1号様式】 窓口に用意してあります。
 - ・申請者名は、対象者ご本人の氏名をご記入ください。成年後見人がついている場合は成年後見人、対象者がお亡くなりの方は親族が申請者です。
- ② 対象者確認書類 介護保険証、健康保険証など（コピー可）
- ③ 提出者の本人確認書類 窓口に来る方の運転免許証、健康保険証など

郵送で申請の場合

- ① 申請書【第1号様式】 申請書はホームページからダウンロードできます。
- ② 対象者確認書類（介護保険証、健康保険証など）のコピー
- ③ 提出者（受取人）の本人確認書類のコピー
 - ・対象者以外の方に返送の場合は、提出者（受取人）の本人確認書類のコピーを必ず同封してください。
- ④ 返送用封筒
 - ・84円切手を貼り、返信先（郵便番号・住所・氏名）を記入してください。
 - ・発行枚数によっては84円を超えることがありますので、ご確認をお願いします。

送付先

〒192-0904 八王子市子安町4丁目7番1号 サザンスカイトワー八王子4階
八王子駅南口総合事務所 高齢者担当あて

必要に応じご用意いただくもの【窓口・郵送共通】

成年後見人がついている方

- ① 登記事項証明書 ※窓口は原本、郵送はコピー

住所地特例者、約6か月以内の転入者、総合事業の事業対象者認定を受けている方

（基準日時点の要介護認定について、八王子市で要介護認定調査を受けていない方）

- ① 対象者の介護保険証（又は資格者証） ※窓口は原本又はコピー、郵送はコピー
 - ・基準日（12月31日）時点の要介護度が記載されているものをご用意ください。
- ② 医師意見書【第2号様式】
 - ・医師意見書の作成には、別途費用がかかる場合があります。

● ホームページ

申請書のダウンロードや認定基準の詳細については、下記ホームページをご覧ください。
「障害者手帳等の交付を受けていない要介護等認定高齢者の方に対する税法上の障害者控除」

八王子市ホームページ

(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>)

障害者控除

検索

